

催し・講座

ハローワーク町田・八王子・相模原合同 介護 福祉 相談 面接会

介護・福祉業界で、正社員・パート等で働きたい方の合同相談面接会を開催します(未経験者も歓迎)。毎回市内の事業所が7社参加します。なお、参加する事業所は毎月変わります。参加法人等の詳細は、町田市介護人材バンクHP(右記二次元バーコード)をご覧ください。



18歳以上の社会人の方 4月20日、5月18日、6月15日、7月20日、9月21日、いずれも水曜日午前9時30分～正午 会場ハローワーク町田本庁舎 定員各15名(申し込み順) 事前に電話で町田市介護人材バンク(☎860・6480、受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)へ。 問い合わせ総務課☎724・2916

野津田公園

●植物観察教室～春の植物観察
小学生4年生以上の方(保護者同伴の場合は小学4年生未満の参加も

可、大人1人での参加も歓迎) 4月9日(土)午前9時～正午 講師(有)植生技術・石森佳子氏 定員20名(申し込み順) 費用中学生以上500円、小学4～6年生300円(保険料・材料費込み) / 小学4年生未満は1人まで無料、2人目からは1人につき300円必要 / 別途駐車料金がかかります 4月1日午前9時から電話で同公園(☎736・3131、受付時間=午前9時～午後5時)へ。

日曜日朝市

市内の認定農業者が作った町田産新鮮野菜の販売です。 4月3日、5月1日、6月5日、いずれも日曜日午前7時～8時(売り切れ次第終了) 会場教育センター駐車場 農業振興課☎724・2166



上半期 おとなのためのおはなし会

4月21日、5月19日、6月16日、8月18日、9月15日、いずれも木曜日午前10時30分～11時30分(受け付けは午前10時から) / 7月はお休みです 会場町田市民文学館2階大会議室

語り手(特)まちだ語り手の会 定員50人(先着順) 同館☎739・3420

知財無料相談会

弁理士に相談できます。対面相談とオンライン相談のどちらも可能です。

原則毎月第2木曜日、午後1時から、午後2時から、午後3時から(各50分程度) 会場町田新産業創造センター 定員各3社(申し込み順) 同センターHP(右記二次元バーコード)で申し込み。 産業政策課☎724・3296



4月6日～15日は 春の全国交通安全運動

市民生活安全課☎724・4003、町田警察署☎722・0110、南大沢警察署☎042・653・0110

【運動の重点】

1 子どもを始めとする歩行者の安全確保

入学や進級を迎える4月以降に、小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあります。歩行者の安全確保を図り、未来を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守りましょう。自分の身を守るため、斜め横断や、横断禁止場所は渡らないようにするなど、交通ルールを守りましょう。

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

自動車を運転する際は、道路脇から人や自転車が飛び出してくる「かもしれない」という意識を持ちましょう。飲酒運転は重大事故につながります。本人だけでなく、酒類の提供者や車両の同乗者等も罪に問われます。また、チャイルドシートは、交通事故の被害から幼児を守ります。チ

ヤイルドシート不使用時は致死率が約11倍高まります。必ずチャイルドシートを使用しましょう。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は車両の仲間です。「自転車安全利用五則」を守り、安全運転を心掛けましょう。

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

4 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行い、カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。交差点を直進する二輪車(オートバイ)は、右折するドライバーに気づかれない場合があります。しっかりと安全確認をしましょう。

燃やせないごみの削減にご協力ください

循環型施設管理課☎797・2732

2月21日に町田市バイオエネルギーセンター不燃・粗大ごみピットで火災が発生しました。同センターでは、当面の間、燃やせないごみの処理を近隣の清掃工場の応援により行っています。市民の皆さんにはご不便をおかけして申し訳ございませんが、引き続きごみの減量と適正排出にご協力をお願いします。

○リチウムイオン電池
販売店のリサイクルボックスへお持ちください。
○リチウムイオン電池を内蔵し、取り外しができない小型家電等
できるだけ小型家電回収ボックスへお持ちください。なお、小型家電回収ボックスに入らないサイズのもののはリサイクル広場にお持ちいただけます。

会社やお店の広告を載せてみませんか

環境広報紙

ECOまちだ広告募集



詳細はこちら▲

環境政策課☎724・4386

後期高齢者医療保険料が改定されました

個別の相談・個人情報を含むものは保険年金課☎724・2144、制度については広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直しがあります。医療費の総額と1人当たりの医療費が、今後さらに増加することが見込まれるため、東京都後期高齢者医療広域連合では、均等割額と所得割額を図1のとおり改定しました(医療費の負担の内訳は図2を参照)。
※所得の低い方には、保険料の軽減を行っています(所得の申告が必要となる場合有り)。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額

等を合計した額をもとに均等割額を軽減しています(表1)。

【所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策)】

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額をもとに所得割額を軽減しています(表2)。

【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかり

ません。なお、低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の納め方について

下記に該当する方は、一定期間は普通徴収(納付書による納付)となります。

○75歳になった方または65～74歳の方で一定の障がいがあると広域連合から認定された方

○上記の資格を有し、他の区市町村から転入された方

その後、公的年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後

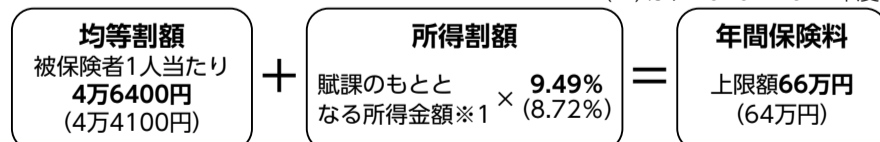
期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方は、特別徴収(公的年金から天引き)に自動的に切り替わります。

特別徴収の対象とならない方は、普通徴収(納付書による納付)もしくは手続きにより「口座振替」による納付が可能です。納付忘れの心配がなく、便利な口座振替をぜひご利用ください。

※国民健康保険料税の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申し込み手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

図1 2022・2023年度の保険料率

()は、2020・2021年度



※1賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

図2 医療費の負担の内訳

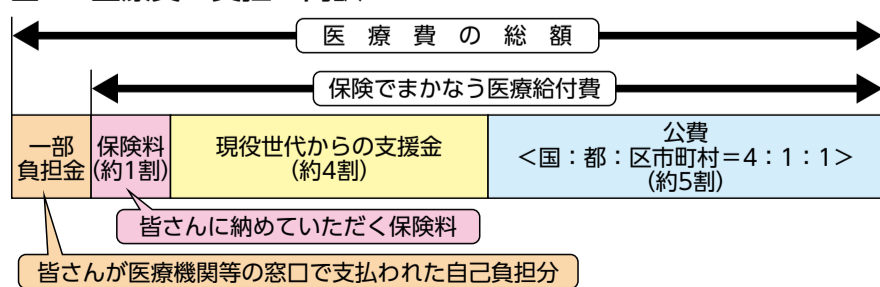


表1 均等割額の軽減の概要

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(28万5000円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%